

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十二年一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人このころの綸
代表者の氏名	福田 抄湖
主たる事務所の所在地	広島県広島市西区井口三丁目四番一―六一九号
定款に記載された目的	この法人は、若者に対して、保護・育成・教育に関する事業を、地域や様々な行政と力をあわせて行い、若者が有意義な学生生活や社会生活をすごせるよう支援し、その若者たちと共にまちづくりの推進や、国際協力活動を行っていく。また高齢者及び障害者に対して、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく事業を行い、自立生活や社会参加を支援し、誰もが安心して暮らすことのできるノーマライゼーション社会の実現と増進に寄与することを目的とする。
定款変更の内容	・名称の変更 ・目的の変更 ・特定非営利活動の種類の変更 ・事業の変更 ・会員種別の変更 ・附則の追加
申請の日	平成二十二年一月七日